

# 平成22年度税制改正要望 評価結果に対する意見等

経済産業省

平成21年 11月19日

# 株式信託を活用した事業承継に対する税制上の措置 (相続税・贈与税)

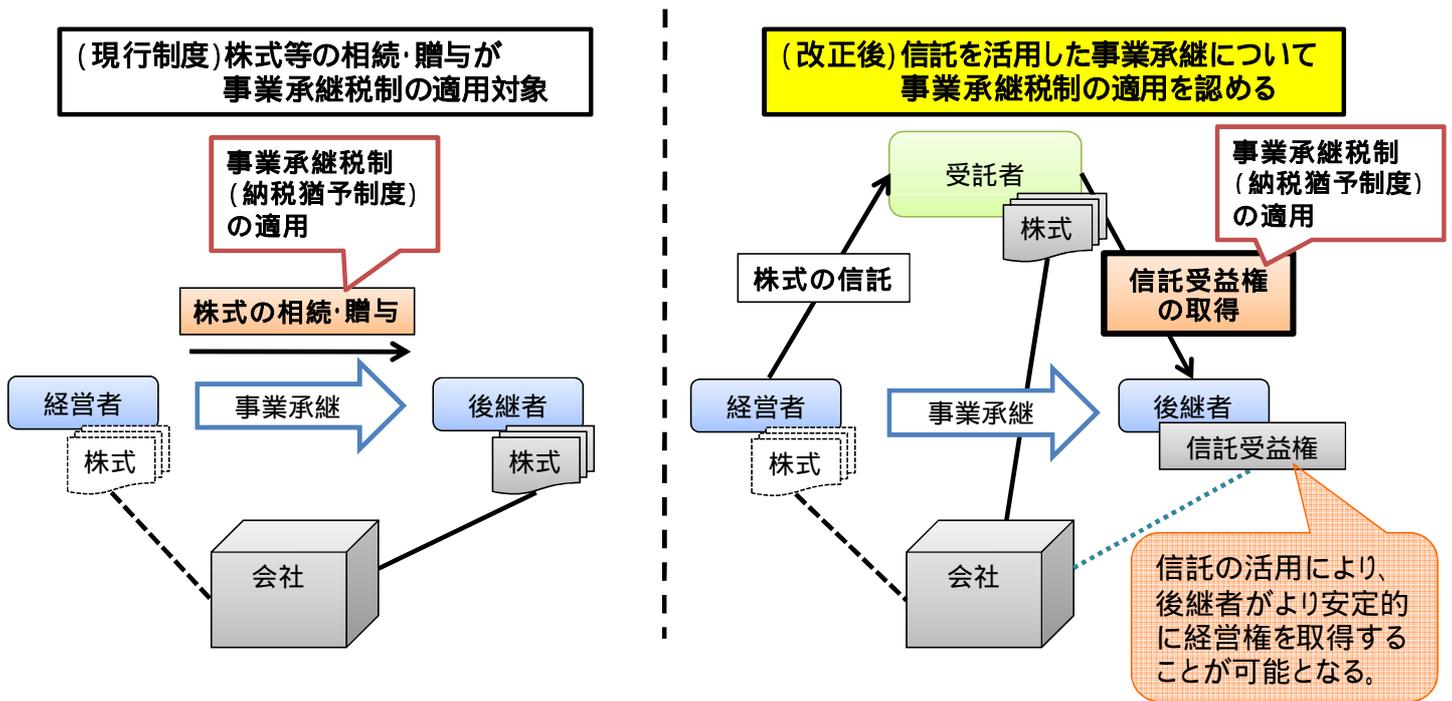
【創設年度:平成20年度、平成22年度減収額:(延長)210億円、(拡充)0.3億円】

平成19年9月30日に施行された改正信託法により、事業承継に活用可能な信託の類型が創設・明確化された。今後、信託スキームを活用し、より安定的な事業承継の取組が加速することが期待される。

また、事業承継に信託を活用することにより、内容が矛盾する遺言や株式の名義書換等に伴う「経営の空白期間」を予防し、後継者の知らない間に遺言により恣意的に後継者が変更されるリスクを回避することで「後継者の地位を安定」させ、次々世代の経営者まで指定できることで「中長期的な経営承継を促進」させることが可能となる。

こうした状況を踏まえ、中小企業における事業承継の円滑化を通じ、雇用の確保、経済活力の維持・向上を図る観点から、現行納税猶予制度の創設に続き、非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設を図ることが必要。

## 株式信託を活用した事業承継のスキーム図



## 現行の事業承継税制の申請件数

	件数
認定 (贈与税・相続税) 平成21年9月1日～10月31日 までの期間における集計値	14
確認 (計画的な取組) 平成20年10月1日～10月31日 までの期間における集計値	115

( ) 信託協会の調査によると、平成25年度には、株式信託を活用した事業承継税制の適用見込件数は、50件程度に達する見込み。

# 研究開発税制 (法人税、所得税、法人住民税)

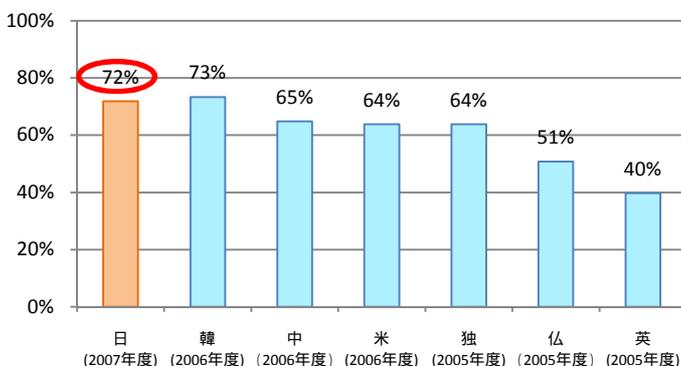
我が国の研究開発投資は、

国全体の研究開発投資総額に占める企業の割合が7割強と高い。

企業の研究開発投資は殆ど自己資金で賄われている(政府による直接支出は主要国の中で最も低い水準)。

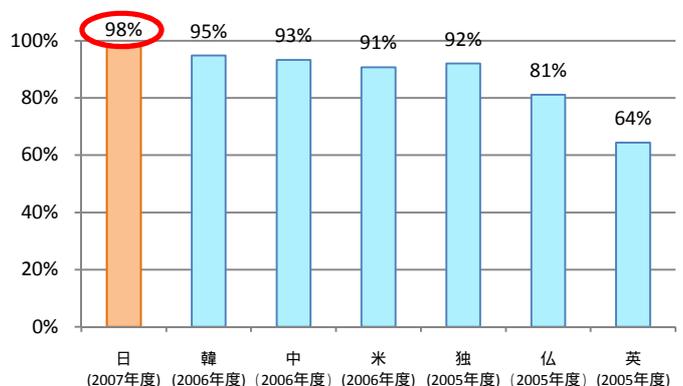
このように、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの資金で推進している。このため、研究開発税制により企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが極めて重要。

企業が自ら負担した研究開発投資額が国全体の研究開発投資総額に占める割合



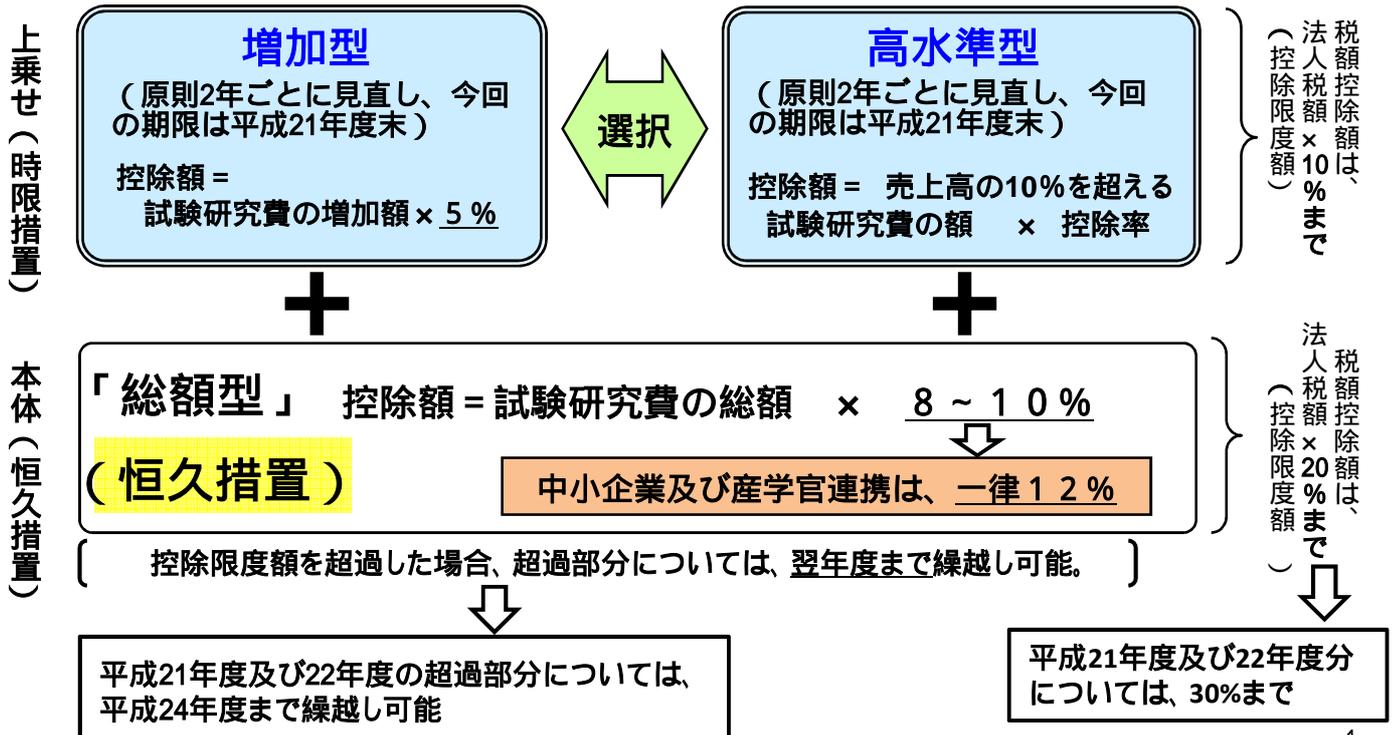
(出典) 日本:総務省「科学技術研究調査報告」、  
その他:OECD「Research & Development Statistics」を元に経済産業省作成。

企業の研究開発投資額における自己負担割合



(出典) 日本:総務省「科学技術研究調査報告」、  
その他:OECD「Research & Development Statistics」を元に経済産業省作成。

## < 研究開発税制のスキーム (概要) >



# 研究開発税制 (法人税、所得税、法人住民税)

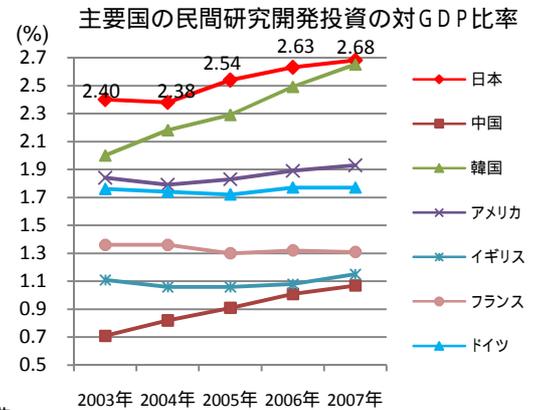
全体： 創設年度；昭和42年度、平成15年度に抜本拡充（総額型創設）  
 増加型： 創設年度；平成20年度、平成22年度減収見込額；165億円、平成20年度適用額・件数；127億円・65件  
 高水準型：創設年度；平成20年度、平成22年度減収見込額；68億円、平成20年度適用額・件数；31億円・10件  
 平成21年度経済産業省アンケート調査（546法人回答）より

## < 合理性 >

「第3期科学技術基本計画(平成18年度～22年度)」(平成18年3月閣議決定)

『国としても…研究開発活動促進に資する税制措置の活用…を図る。』

対GDP民間研究開発投資比率を世界最高水準に維持することを目標とする中、他国からの追い上げを受けている状況。国際競争力の維持・強化のため、民間研究開発投資の支援が必要。



出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

## < 有効性 >

研究開発税制を利用している企業は、8,000社超(H19年度)と推計され、うち、6割強が中小企業。

利用実績(H19年度国税庁会社標本調査)：8,479事業年度(うち、中小企業分5,747事業年度)

研究開発税制による民間研究開発投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約1.66倍となる。

経済産業省アンケート調査(H21年度)における、各社の減税による押し上げ率の回答を加重平均する等して算出。

研究開発税制のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成21年度の単年度の減税(2,540億円)により、10年間累計で約1.7兆円のGDP押し上げ効果が見込まれる。

上記アンケート結果を元に計算した、減税により押し上げられた研究開発投資の経済波及効果を試算。

## < 相当性 >

予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、特定された分野又は研究段階における成果の獲得を目指す制度。

他方、税制は、企業の自主的な研究開発投資を幅広く促進するもの。

諸外国においても、近年、研究開発税制が拡充されている。

## < 各国の研究開発税制 >

(未定稿)

	最近の動き	税額控除率 ( [] は中小企業の特例)	控除上限	繰越期間
日	08年、拡充 09年、拡充 (経済対策)	総額 × 8-10% 【総額 × 12%】 + 増加額 × 5% 又は 売上高の10%を超える額 × 一定割合	本体：税額の30% 上乘せ：税額の10% (合計で最大40%)	09年・10年に限り、 11年・12年までの繰 越可(通常は1年)
中	08年、拡充	総額 × 12.5% 相当	なし	5年
韓	07年、拡充 09年8月拡充発表	総額 × 3%-6% 【総額 × 25%】 + 増加額 × 40%又は50% 又は 【増加額 × 50%】	なし	10年
仏	08年、拡充	総額 × (30%・5%)	なし	3年
英	08年、拡充	総額 × 8.4%相当 【総額 × 21%相当】	なし	無期限
西	06年、改正	総額 × 30% + 増加額 × 50%	税額の35%	15年
米	08年、延長 (13回目)	総額 × 3-5% 又は 基準超過額 × 20% 又は 直近の総額の1/2との差 × 12%	税額-25千ドルの25%	20年

「総額」や「増加額」の定義は、各国毎に異なる。

(出典) OECD「Working party of National Experts on Science and Technology Indicators / R&D TAX INCENTIVE AND R&D STATISTICS: WHAT NEXT1, 2007, 各国課税当局資料等により、2009年9月時点で作成。

# 研究開発税制 (法人税、所得税、法人住民税)

## 【増加型】(上乗せ措置)

### < 合理性 >

民間企業の研究開発投資額を増加させることは、我が国経済の持続的成長を実現していくために不可欠であり、政策的に支援することが重要。

### < 有効性 >

平成20年度：総額型活用大企業の約28% (アンケート回答企業へースで230社中65社) が活用。  
 総額型活用中小企業の約33% (アンケート回答企業へースで151社中55社) が活用。  
 仮に8,000社(19年度実績)が総額型を活用した場合、約2,700社が増加型を活用するとの試算。

研究開発投資の対前年度比伸び率	19年度	20年度	20年度	21年度(見込み)
総額型のみ活用( )		112%		105%
総額型 + 増加型		118%		116%

注1:平成21年度経済産業省アンケート(回答546社)  
 平成21年度中小企業庁アンケート(回答828社)

注2:総額型の活用実績は8,000社超  
 (国税庁会社標本調査)

研究開発費が減っている企業を除く

平成21年度に単年度の減税を行った場合(約153億円(経産省試算))、平成21年度～30年度までの10年間累計で、約1,040億円(減税額の約6.8倍)のGDP押し上げ効果があると試算。  
 本税制全体の押し上げ効果を按分したもの

### < 相当性 >

景気回復に向けて、企業の積極的な研究開発投資が期待される中、企業の研究開発投資増加のインセンティブとなる本税制の継続が必要。

## 【高水準型】(上乗せ措置)

### < 合理性 >

高水準の研究開発投資を行う企業は、産業のフロンティア拡大を担っている。特に、売上高の10%を超える研究開発投資を行うような企業に対し政策的支援を行う意義は大きい。

### < 有効性 >

平成20年度：総額型活用大企業の約4% (アンケート回答企業へースで230社中10社) が活用。  
 総額型活用中小企業の約5% (アンケート回答企業へースで151社中8社) が活用。  
 仮に8,000社(19年度実績)が総額型を活用した場合、約400社が高水準型を活用するとの試算。

研究開発投資の対前年度比伸び率	19年度	20年度	20年度	21年度(見込み)
総額型のみ活用( )		112%		105%
総額型 + 高水準型		124%		110%

注1:平成21年度経済産業省アンケート(回答546社)  
 平成21年度中小企業庁アンケート(回答828社)

注2:総額型の活用実績は8,000社超  
 (国税庁会社標本調査)

研究開発費が減っている企業を除く

### 20年度の高水準型利用中小企業(アンケート回答結果)

企業	所在地	業種・業務内容	企業	所在地	業種・業務内容
A社	神奈川県	産業用電子機器等の開発・製造・販売	E社	東京都	新素材製造装置等の設計・製造・販売
B社	京都府	半導体関連装置等の開発・製造・販売	F社	東京都	電子部品、磁性材料製造販売等
C社	東京都	半導体パッケージング等	G社	東京都	ソフトウェア業
D社	兵庫県	制御システムの開発・販売等	H社	東京都	医薬品等の製造・販売

平成21年度に単年度の減税を行った場合(約58億円(経産省試算))、平成21年度～30年度までの10年間累計で、約395億円(減税額の約6.8倍)のGDP押し上げ効果があると試算。  
 本税制全体の押し上げ効果を按分したもの

### < 相当性 >

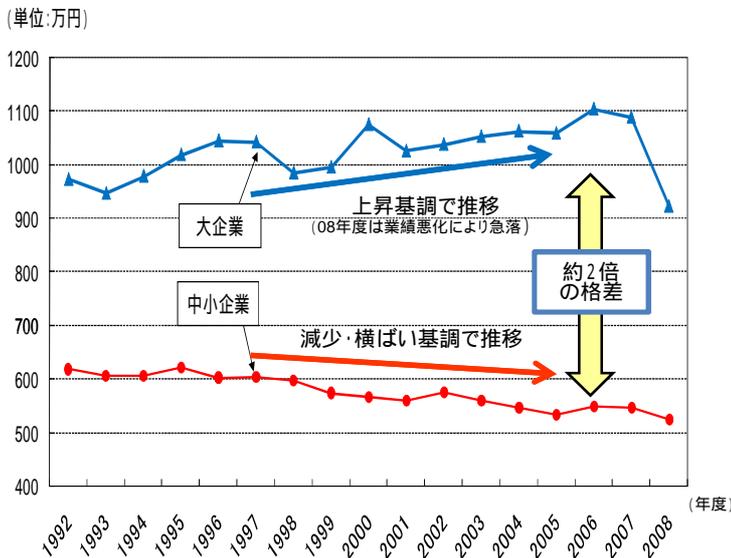
我が国の成長力・国際競争力強化の観点から、高水準の研究開発投資を行う企業に対する支援の継続が必要。

# 中小企業投資促進税制 (法人税、所得税、法人住民税、事業税)

中小企業は、大企業と比べて、資本装備率(資本ストック/労働投入量)が低く、労働生産性は2倍の格差。中小企業の労働生産性の向上を図るためには、設備投資を促進することが必要。

とりわけ、昨今、世界的な金融危機を背景とする景況悪化によって、中小企業を始めとした経済全体に設備投資を手控えする傾向。そのような中、財務基盤が脆弱な中小企業は、十分な資金を充当できず、設備投資に遅れがみられる。

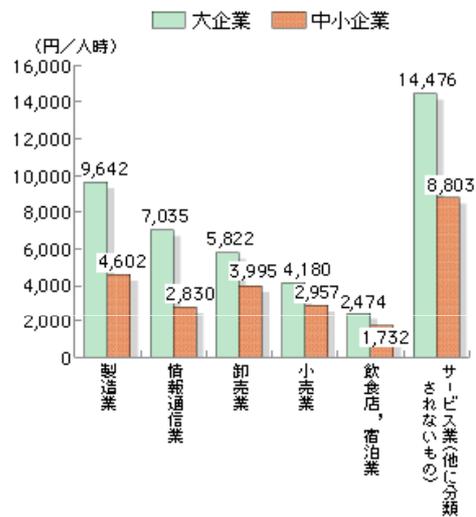
## 労働生産性(従業員一人当たり付加価値)の推移



(出所)財務省「法人企業統計年報」より作成

## 資本装備率の水準

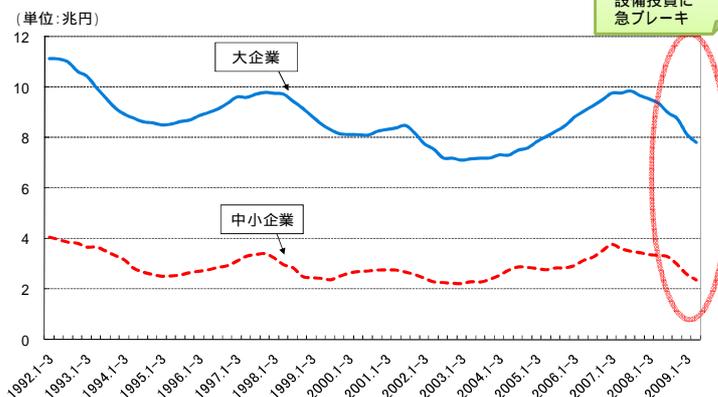
~ 中小企業では、資本装備率が低い



資料: 経済産業省「企業活動基本調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」再編加工  
 (注) 2005年度における労働時間1時間当たりの有形固定資産残高を示している。

(出所)2008年版 中小企業白書

## 設備投資額の推移(四半期ベース)



(出所)財務省「法人企業統計季報」より作成

# 中小企業投資促進税制 (法人税、所得税、法人住民税、事業税)

【創設年度:平成10年度、平成22年度減収額:1,320億円、適用件数(H19):17,035(税額控除) 15,662(特別償却)】

## < 合理性 >

中小企業投資促進税制は、新経済成長戦略2008改訂版(閣議決定)において、「生産性向上を図るため」の措置として位置づけられている。

政策の達成目標は、設備投資対キャッシュフロー比率、設備投資実施企業割合の向上、生産・営業用設備DIの3つの指標を用いて設定。現時点では、政策目標は未達成。

### 【政策目標】

設備投資対キャッシュフロー比率の向上 [H21年第一四半期:64.8%]

80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

設備投資実施企業割合の向上 [H21年第一四半期:19.0%]

30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

生産・営業用設備DIの改善 (DI=「過剰」-「不足」) [H21年第一四半期: +20]

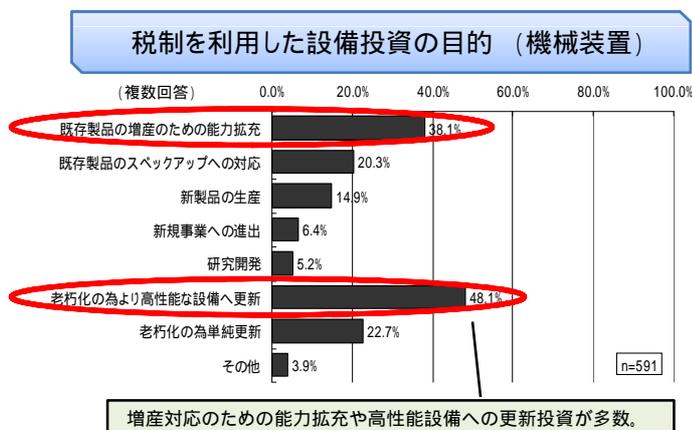
±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

## < 有効性 >

本特例の利用法人数は約3万(平成19年度「会社標本調査」(国税庁)から推計)。個人事業主も利用可能。

中小企業者の9割が制度を認知。うち4割が利用(中小企業庁アンケート調査)。

本特例は、高性能な設備への更新、増産のための能力向上のため等、効果的な活用がされている。



< 出所 > 平成21年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)

経済全体で、税制措置の設備投資の押し上げ効果は、減収額に対して1.56倍。

### 【マクロ的経済効果(試算)】

税制の減収額 : 1,530億円 (H17年度減収額(財務省試算))  
 設備投資増加額 : 2,388億円、GDP押し上げ効果: 2,746億円  
 各産業への生産誘発効果: 5,150億円、雇用誘発効果 : 36,666人。

## < 相当性 >

本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置、及び財投による融資制度等は経済産業省には存在しない。

最近の著しい技術革新の中、時代に即応した機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して創意工夫を持たせることは非常に有益である。

# 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(法人税、所得税、法人住民税、事業税)

中小企業においては、経理面の人員が僅少(従業員0-20人の企業では、平均1.7人)であり、償却資産の管理負担や納税等の事務負担が相対的に重荷。また、従業員数20名未満の企業においてパソコン利用率は未だ低い状況(個人事業主:29%、法人:75%)。

少額減価償却資産について、即時償却を認めることにより、中小企業の手務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の少額資産の取得を促進し、こうした企業の事務処理能力や事業効率の向上を図ることが必要。

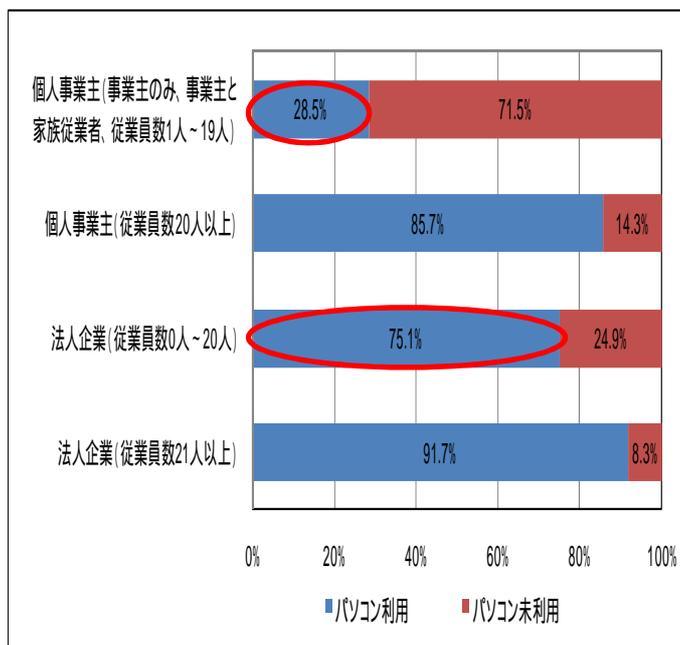
## 従業員規模別の経理財務担当者数(1社(個人事業主・法人)あたりの平均)

従業員規模 (代表者本人や役員を除く)	0～20人	21～50人	51～100人	101～300人
経理財務担当者数	1.7人	3.1人	3.5人	4.2人

(備考)加重平均にて算出(社長、事業主を除く)

(出所)平成20年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」(中小企業庁)

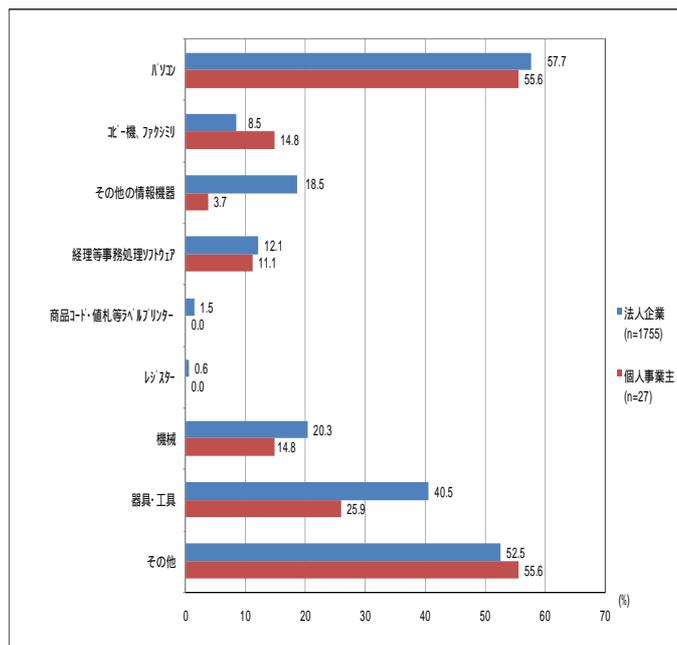
## 従業員規模別のパソコン利用状況



(出所)個人事業主:平成20年「個人企業経済調査」(総務省)

法人:平成20年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」(中小企業庁)

## 本特例を活用して導入した設備(複数回答)



(出所)平成21年度「中小企業税制に関するアンケート調査」

(中小企業庁)

# 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(法人税、所得税、法人住民税、事業税)

【創設年度：平成15年度、平成22年度減収額：213億円、適用件数：408,177件(H19)】

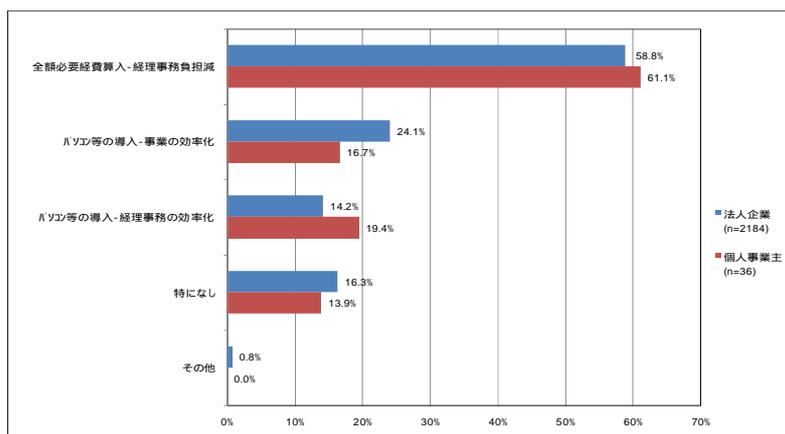
## < 合理性 >

1. 「民主党政権集INDEX2009」において、「中小企業税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要」と掲げられているが、中小企業における事務負担軽減、事務処理能力・事業効率の向上を図る本特例は、中小企業の活力向上の重要な手段として位置づけられるもの。
2. 政策達成目標として、従業員20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合50%、従業員20名以下の法人における割合90%と設定。これらのパソコン利用割合は、近年、上昇傾向にあるものの、未だ目標は未達成。

## < 有効性 >

3. 約41万社と多くの中小企業が制度を利用(平成19年度「会社標本調査」(国税庁))。
4. 本特例は中小企業における事務負担軽減、事業効率向上に効果を上げている。

### 本特例を利用したことによる効果(複数回答)



(出所)平成21年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)

## < 相当性 >

5. 中小企業の事務負担軽減等を図るための他の措置は無い。なお、取得した設備について特別償却を認める他の税制措置(中小企業投資促進税制等)とでは政策目的、対象設備が異なる(対象設備は、本特例が新品中古を問わず取得価額30万円未満の少額減価償却資産であるのに対して、中小企業投資促進税制等は新品の最低取得価額を超える資産(例:機械装置160万円)に限定)。
6. 平成18年度税制改正において、当時の本特例に係る損金算入額の平均額を、制度の利用上限額(300万円)とする適正化が行われ、本特例は、既に、規模の小さい事業者の身の丈にあわせた政策目的に沿った制度となっている。

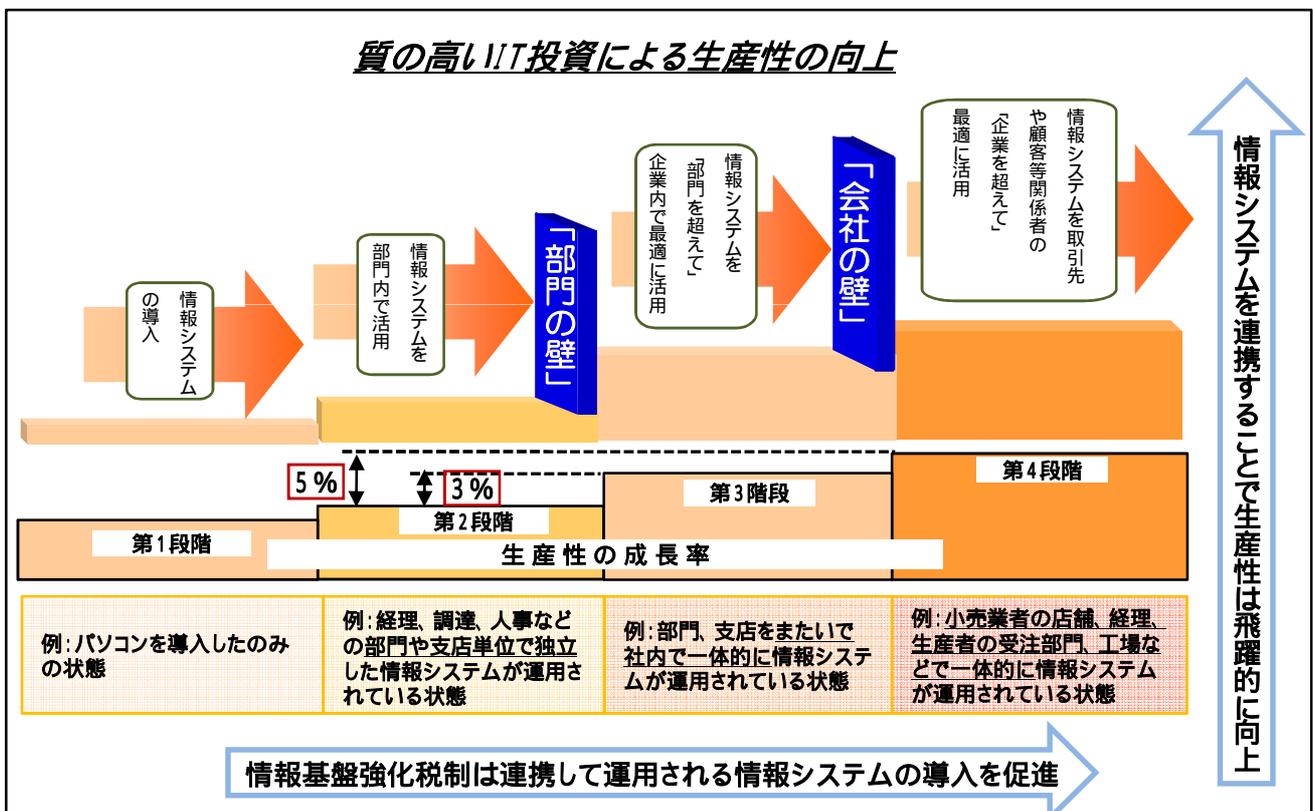
# 情報基盤強化税制 (法人税、所得税、法人住民税、事業税)

我が国の労働生産性は先進7か国(米、英、仏、独、伊、加、日)で最も低く、生産性を向上させるのに有効なITへの投資を促進することで企業の国際競争力を強化していくことが重要。

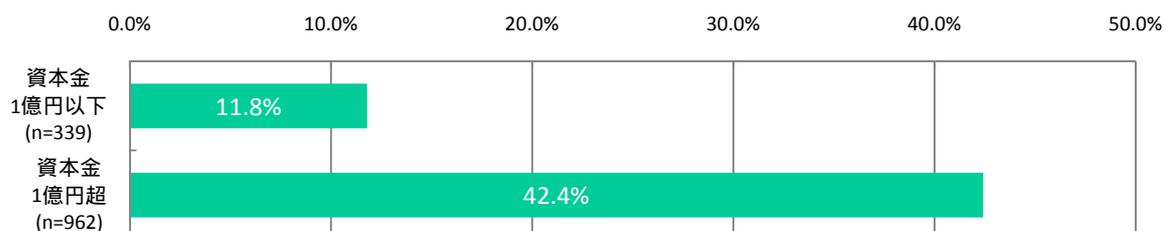
特に、大企業と比べてIT活用の遅れが顕著な中小企業のIT投資を促進し、生産性を向上させていくことは日本経済底上げのために不可欠。

ITによる生産性向上効果は、情報システムを社内、さらには取引先企業も含めて連携して運用する場合に最大化するため、情報基盤強化税制では、連携して運用される情報システムの整備に必要な質の高いIT設備に限って導入を支援。

このような質の高いIT投資により高い生産性を実現している企業の割合を米国並み(50%以上)にすることが本税制の目標となる。



## 質の高いIT投資により高い生産性を実現している企業の割合(企業規模別)



(注) 連携して運用される情報システムを整備し最適切IT利活用を行っている企業(上記図の第3、第4段階にある企業)の割合

(出典) 経済産業省「IT経営力指標」を用いた企業のIT利活用に関する現状調査(平成21年3月)

# 情報基盤強化税制 (法人税、所得税、法人住民税、事業税)

【創設年度：H18年度、H22年度減収額：653億円、適用件数：1,977件(H19)】

## <合理性>

「i-Japan戦略 2015」(平成21年7月IT戦略本部決定)に基づき、IT投資を促進し、生産性の向上を図る。本税制の措置以降、質の高いIT投資により高い生産性を実現している企業の割合はほぼ倍増(平成17年度末：17.7% 平成20年度：34.2%)。一方、未だ米国並み(50%以上)の水準には達せず、特に中小企業においては11.8%と低い水準に留まっている。また、既に高い生産性を実現している大企業についても、省エネへの要請に応えつつ、その水準を維持するためには本税制の継続が不可欠。

## <有効性>

平成20年度改正において大企業の適用額に上限を設定し、中小企業が使い易いよう制度を拡充したため、減収額に占める中小企業分は約4倍に増加(平成18年度：6% 平成20年度：27%)、幅広い規模の企業に利用されており、また業種による偏在なし。

本税制創設からの3年間で生産性(TFP)成長率を3%押し上げる「企業全体/部門間の最適IT利活用」を実現した企業数が約6割増(16% 27%)、更に生産性成長率を5%押し上げる「関係企業間の最適IT利活用」を実現した企業数が約6倍増(1.3% 7.5%)。

本税制によるIT投資の押し上げ効果の試算は、減税額1に対し、約1.46倍。平成20年度単年度の減税による波及効果として、GDP押し上げ効果は約2,700億円と試算(減税規模の約3倍)。

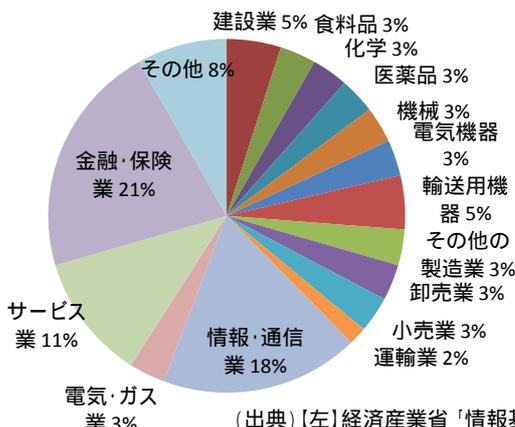
## <相当性>

中小企業については、セミナーや研修などの施策を通じて、質の高いIT投資を行える環境を整備してきているが、大企業を含め6割以上の企業が資金的な制約を大きな課題として認識しており、類似の補助金制度がなく、資金借入れ環境の厳しさなども踏まえれば、税制による支援は質の高いIT投資を促進するのに相当の措置。

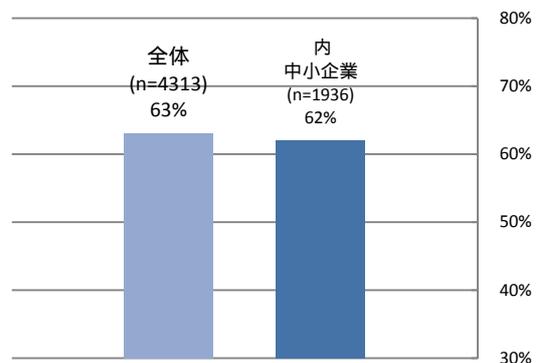
また、平成20年度改正で中小企業が使い易いよう制度改正を行い、中小企業の利用が増えてきているところであり、中小企業における質の高いIT投資の定着化を図るため、引き続き本税制による支援を措置することが不可欠。

効率的に質の高いIT投資を加速化するのに有効な仮想化ソフトやIT投資効果を低減させないためのバックアップソフトを対象に追加し、大企業が導入するサーバについても省エネ効果の高いものに限定する等、最小限かつ最も有効な設備に見直しを行う。

平成20年度税制利用企業の業種分布



戦略的IT投資の阻害要因がコストだと回答した企業の割合



(出典) [左] 経済産業省「情報基盤強化税制及びIT投資の現状に関するアンケート」(平成21年8月実施)  
[右] 経済産業省「情報処理実態調査」(平成20年調査結果より)

# 減耗控除制度(探鉱準備金・海外探鉱準備金) (法人税、法人住民税)

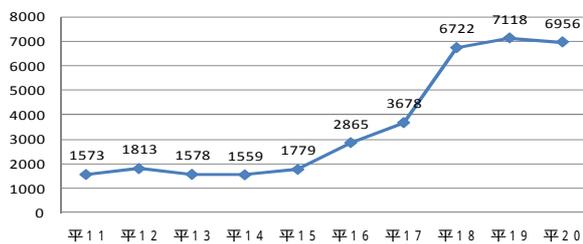
資源の安定供給確保のため、我が国企業による継続的かつ安定的な探鉱活動を支援することが重要。

しかしながら、我が国企業は国際メジャーと比して財務基盤が弱く、また、近年、資源価格の高騰や探鉱プロジェクトの巨額化、他国との資源獲得競争の激化等が生じている。

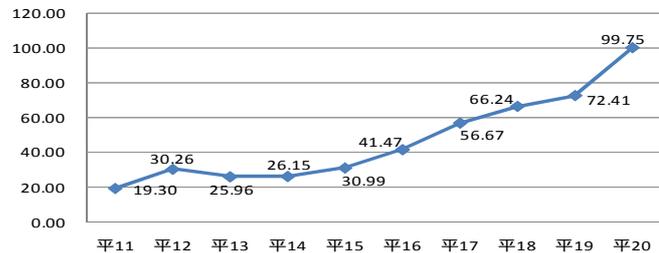
そのため、我が国企業による資源確保の支援策が引き続き必要。欧米諸国においても、資源確保を支援する同様の制度が恒久的に措置されている。

本制度により、非鉄金属・石油の自主開発比率が向上。

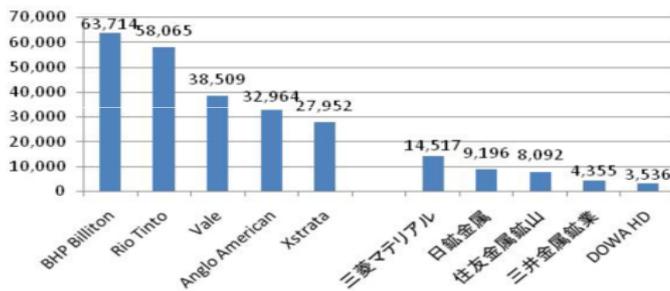
銅価格の推移(\$ / t)



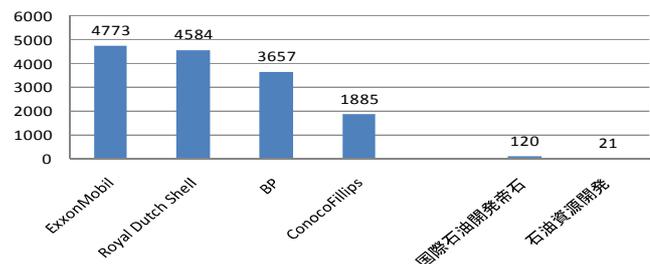
原油価格の推移(WTI, \$/bbl)



2008年主要非鉄企業の売上高(百万ドル)



2008年 主要石油開発企業の売上高(億ドル)



## 主要国の減耗控除制度等の比較

国名	準備金方式		直接控除方式			
	日本	フランス	アメリカ	カナダ	英国	オーストラリア
創設	1965年 (昭和40年)	1953年 (昭和28年)	1926年 (昭和元年)	1962年 (昭和37年)	1986年 (平成8年)	1936年 (昭和11年)
適用期限	暫定的制度	恒久制度				
適用法人要件	鉱山企業		広く一般法人			
控除の対象 (準備金積立限度)	準備金を探鉱に充てた場合、 a. 準備金の取崩額 b. 探鉱費の額 c. 当期所得の額の最も低い額  (積立限度額) a. 鉱業収入の12% b. 鉱業所得の50%の低い額 (海外探鉱準備金はb.のみ) 【積立期間：3年間】	準備金を探鉱、探鉱に必要な機器の購入、権益取得に充てた場合、 <b>その全額</b>  (積立限度額) a. 鉱業収入の15% b. 鉱業所得の50%の低い額 【積立期間：5年間】	a. 鉱業収入の一定割合 (銅15%、亜鉛22%等) b. 鉱業所得の50%の低い額	(国内) 探鉱費全額、開発費の30%の額(無期限繰越可)  (海外) a. 鉱業所得 b. 探鉱・開発費の30%の低い額(無期限繰越可)	探鉱・開発費の全額	
海外開発鉱山分の取り扱い	出資比率50%以上の海外鉱山からの引取り収入を含む。(海外探鉱準備金)	出資比率50%以上の海外鉱山からの引取り収入を含む。	出資比率を問わず海外鉱山からの引取り収入を含む		探鉱・開発費の全額	

スペイン、フィリピン等各国においても同様の制度有り。

着色部分が日本より有利であるところ

# 減耗控除制度(探鉱準備金・海外探鉱準備金) (法人税、法人住民税)

< 合理性 > 【創設年度:昭和50年度、平成22年度減収額:4億円、適用件数:1件(H20)、準備金残高保有:2件】

エネルギー基本計画(平成19年3月閣議決定)や資源確保指針(平成20年3月閣議了解)等により、我が国の安定供給確保を目的に、我が国資源開発企業による国内外での鉱物・エネルギー資源の探鉱開発活動に対する支援が明確に位置づけられている。非鉄金属及び石油の政策目標は、それぞれ、自主開発比率が80%、40%であるが、本制度の活用により、例えば、非鉄金属(銅)では、平成11年の18%が平成20年には33%に増加するなど、着実に成果を上げているものの、未だ目標は達成していない。

< 有効性 >

最近の減耗控除制度の利用実績は、探鉱準備金、海外探鉱準備金で以下のとおり。

探鉱準備金	H18FY	45法人	459億円	H19FY	40法人	490億円	H20FY	33法人	503億円
海外探鉱準備金	H18FY	2法人	20億円	H19FY	3法人	25億円	H20FY	1法人	7億円

制度利用額ベースでは大企業が多くを占めるが、平成19年度会社標本調査(国税庁調査)によると、制度利用者数では資本金1億円以下の企業が全体の約94%を占めており、多くの中小企業にも使われている。

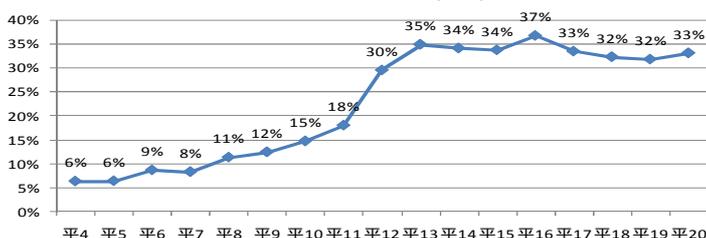
なお、海外探鉱準備金については、現在、3法人4鉱山が利用。世界的に鉱山開発が加速した2000年以降、7年間で非鉄金属鉱山の開山は全世界で59件。このうち、我が国企業が資本参加できたのは8件で、うち本制度の要件となっている出資比率50%以上は2件のみ。平均的には、全世界で年間8件鉱山開山がある中で我が国企業が資本参加できるのは1件。更に開発規模が大型化する中で出資比率50%以上を取れるのは0.28件(10年間で約3件)しかないので、本制度の利用状況は想定外に僅少ではない。

< 相当性 >

補助金等の予算上の措置は、リスクマネーの直接的な供給を通じて探鉱段階における資源開発企業の負担を量的に軽減するもの。一方、減耗控除制度は、鉱物の生産段階において、減耗していく鉱床を補てんするための新たな探鉱活動に対するインセンティブを付与する制度であり、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い補助金より政策手段としての確。

資源獲得競争を競う欧米諸国なども資源確保を支援する同様の制度を我が国よりも優位な条件で措置。また、最近、中国の積極的な海外進出により、我が国企業が関心を有していた非鉄金属鉱山の権益が取られるなどの事例が発生しており、こうした中で資源の安定供給を確保するこの制度は重要。

自主開発比率(銅)



自主開発比率(石油)



# 海外投資等損失準備金制度 (法人税、法人住民税)

資源エネルギーの安定供給を確保するためには、自主開発比率を高めることが必要であるが、探鉱開発事業は技術的要因から不確実性が高く、一般に商業化まで長期のリードタイムを要する高リスクの事業。

近年では、寡占化を進める国際メジャーとの国際競争が激化し、資源の国家管理を強化する動きも強まる中、新規資源の発見・開発に関する技術的困難度の上昇等もあってプロジェクトの巨額化も急激に進行し、探鉱・開発リスクが一層上昇。

探鉱・開発の投資損失に備えた準備金積立を認める本制度を引き続き措置することにより、自主開発比率の向上を通じた資源エネルギーの安定供給確保を図ることが必要。

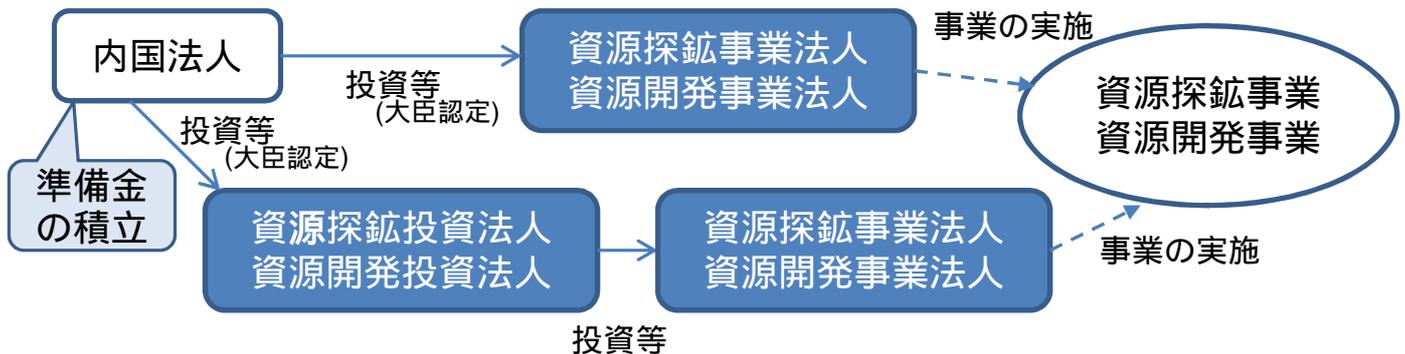
## 現行制度

海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資等について、事業失敗等による損失に備えるために、投資等を行った内国法人に一定割合( )の準備金の積立てを認め、これを損金に算入することができる制度

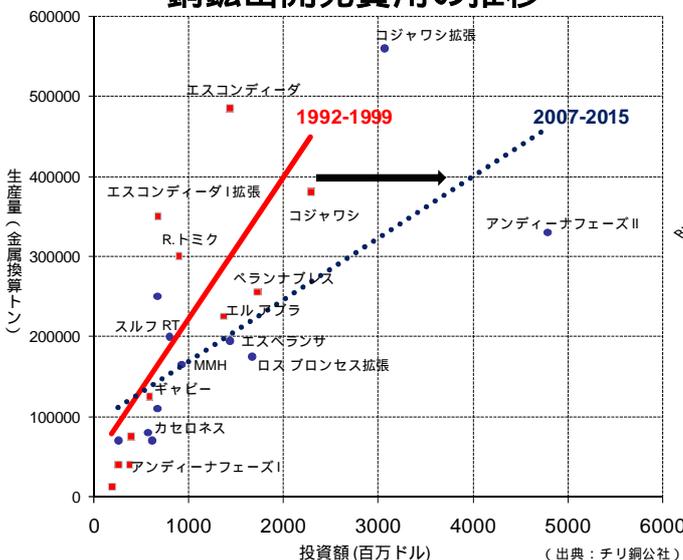
(積み立てられた準備金は、プロジェクトが失敗した場合等には一括取崩しとなり、失敗が生じずに5年間経過した場合は、5年間に渡って均等取崩し。)

一定割合 = 出資額の100% (探鉱法人) 又は出資額の30% (開発法人)

[対象] 石油・天然ガス、金属鉱物、石炭、木材

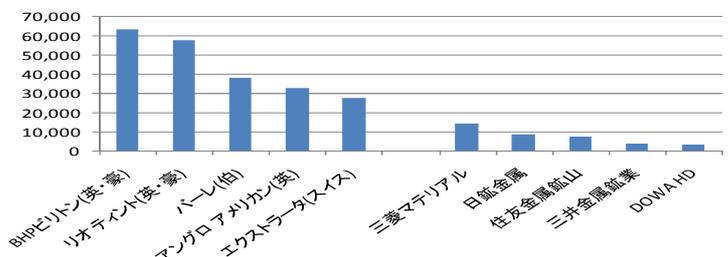


## 探鉱・開発コストの高騰 銅鉱山開発費用の推移

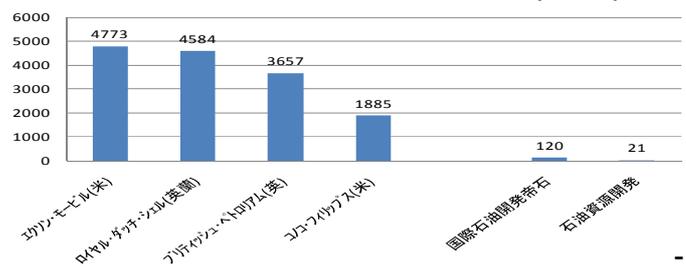


## 我が国開発企業の財務基盤の脆弱性

2008年主要非鉄企業の売上高(百万ドル)



2008年 主要石油開発企業の売上高(億ドル)



# 海外投資等損失準備金制度 (法人税、法人住民税)

【創設年度:昭和39年、平成22年度減収額:59億円、損金算入額:392億円、認定件数:64件】

## <合理性>

石油・天然ガス、石炭及び金属鉱物の自主開発推進を通じた安定供給確保の必要性については、エネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画(平成19年3月閣議決定)や資源確保指針(平成20年3月閣議了解)において明確に位置づけられている。各資源毎に、石油40%、石炭60%、銅80%と自主開発比率の目標を設定しているが、なお政策目標には達していない。しかし、直近10年間(平成11年度～20年度)の自主開発比率は上昇傾向にあり、着実に成果をあげている。

## <有効性>

資源探鉱開発事業の採算性は資源価格等にも影響され、プロジェクトの巨額化も進行していること等から適用実績は時期により増減するが、毎年数十～百件程度の実績は存在しており、政策目的である自主開発比率の向上に寄与。

利用者は石油開発・鉱業・鉄鋼・電力・ガス・商社等と幅広い業種にわたっており、特定の者に偏ってはいない。

自主開発比率の推移及びそれに対する制度利用の寄与度により税制上の効果を把握しており、当制度の有効性が客観的に確認されている。

(平成20年度では石油の約8割、銅の約9割が当制度を利用)

## <相当性>

予算上の措置は、出資金等によりリスクマネーを直接的に供給し、一部のプロジェクトについて民間負担分を量的に軽減するもの。一方、本制度は準備金を用いて投資損失に係るリスクの平準化を税務会計上図るものであることから役割が異なる。

[認定件数及び損金算入額] (金額単位:百万円)

		H18FY	H19FY	H20FY
石油	件数	72件	71件	50件
	金額	36,395	69,994	33,471
金属鉱物	件数	8件	9件	6件
	金額	3,428	8,772	5,326
石炭	件数	0件	0件	0件
	金額	0	0	0
木材	件数	14件	9件	8件
	金額	306	363	363
合計	件数	94件	89件	64件
	金額	40,129	79,128	39,160

[自主開発比率の推移] (単位:%)

		H11FY	H20FY
石油	自主開発比率	15.2%	15.8%
	海投損利用割合	63.6%	78.8%
金属鉱物 (銅)	自主開発比率	18.0%	33.1%
	海投損利用割合	79.5%	91.6%
石炭	自主開発比率	35.4%	40.6%
	海投損利用割合	46.9%	33.0%
木材	自主開発比率	0.6%	9.5%
	海投損利用割合	0.0%	73.7%

石炭は、H11FYの自主開発比率が公表されていないため、H12FYのデータを記載。